

第四十八回国会 衆議院 法務委員會議 第十八号

昭和四十年四月二日(金曜日)

午前十時四十八分開議

出席委員

委員長 加藤精三君

理事 上村千一郎君

理事 小島 徹三君

理事 細迫 兼光君

理事 唐澤 俊樹君

中垣 國男君

赤松 勇君

平林 剛君

志賀 義雄君

理事 大竹 太郎君

理事 坂本 泰良君

理事 横山 利秋君

理事 四宮 久吉君

理事 森下 元晴君

神近 市子君

山田 長司君

出席國務大臣 法務大臣 高橋 等君

出席政府委員 法務政務次官 大坪 保雄君

(刑事局長) 津田 實君

委員外の出席者

検事 民事局第一課 川島 一郎君

(大蔵事務官) 塚本孝次郎君

(国有財産局) 有財産第一課 長

専門員 高橋 勝好君

三月三十一日

委員神近市子君及び長谷川正三君辞任につき、その補欠として勝間田清一君及び千葉七郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員千葉七郎君辞任につき、その補欠として長谷川正三君が議長の指名で委員に選任された。

四月一日

委員小金義照君及び長谷川正三君辞任につき、

その補欠として木村武千代君及び松原喜之次君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員松原喜之次君辞任につき、その補欠として平林剛君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員井伊誠一君、勝間田清一君及び山本幸一君辞任につき、その補欠として神近市子君、山田長司君及び重盛寿治君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員重盛寿治君及び山田長司君辞任につき、その補欠として山本幸一君及び井伊誠一君が議長の指名で委員に選任された。

同日

理事小金義照君同月一日委員辞任につき、その補欠として草野一郎平君が理事に当選した。

同日

理事小金義照君同月一日委員辞任につき、その補欠として草野一郎平君が理事に当選した。

同日

三月三十一日 刑法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇二号) は本委員会に付託された。

同日

本日の會議に付した案件 理事の補欠選任 法務行政及び檢察行政に関する件

同日

○加藤委員長 これより會議を開きます。まず理事の補欠選任の件についておはかりいたします。

同日

理事小金義照君が委員を辞任されましたので、理事が一名欠員となっております。この際、理事の補欠選任を行ないたいと存じますが、これは先例により委員長において指名するに御異議ありませんか。

同日

○加藤委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり」 草野一郎平君を理事に指名いたします。

同日

○坂本委員 本日は御病氣の大臣の御出席を願ったわけですが、私の質問は社会党の綱紀肅正委員会で取り上げました近江絹糸の案件でございますが、これをなぜわれわれが重要視しておるかとい

同日

いますのは、近江絹糸の元社長であります丹波秀伯氏が、一億二千万のうち六千五百万円についての使途が弁明ができない、それがゆえにこれは政治献金をしたんだ、こういうことを述べておる。その点に關しまして、政治献金といえは、これは与党、野党を問わず、政治家の潔癖の問題、また国民の代表として國政に参与するにつきまは、巷間政治献金の問題が叫ばれておりますが、そのようなことは、やはり議員としてこれをはつきりしておかなければならない。ないことを言われることについては徹底的に究明いたしまして、そしてその議員の立場を明らかにいたしまして、選挙によって選出された議員は堂々と国民の代表としてその負託にこたえねばならない。そういうのに、営利会社の社長が、弁解が立たずに政治献金をしたというのであつてはこれは相ならぬというので、大阪地方檢察庁の前井嶋検事正時代から現検事正にわたりました、この点についての捜査を公正にやつて追求してもらいたいというので、われわれ綱紀肅正委員といたしまして、数名が井嶋検事正室に出まして、次席検事、特捜部長、係の主任検事の方々にお会いしまして、いろいろと捜査の進行状態等も承りました。その途中で検事正がかわりまして、その検事正の更迭についても、前賀屋法務大臣に対して、この重要な問題を捜査をしておるから、転勤等のうわさもあるけれども、ぜひひとつそういうことのないようにして捜査を続けてもらいたいというので、当法務委員会で要望をしたわけですが、途中でかわっております。そして現在の検事正になりましたけれども、現在の田辺検事正になりましたから、やはりわれわれは上申書を持って検事正室に出まして、その部屋に次席検事、かわられました特捜部長、主任検事もおいでを願ひまして、そして東京に近江絹糸の姉妹会社がある、ここがこの仮払いで出しておる金の場所でもあるようだから、ひとつ東京に行つて捜査をしてもらいたい、これは前井嶋検事正のときから申しましたけれども、費用云々等の問題がありまして、そういうことなら費用の点は予算もふやすことにわれわれとしても協力をするし、また大阪地検においてはそういうような費用について困ることもないだろう、そういうふうにして困ることもないだろう、そういふふうにしていただければ、今度の検事正になりましてから、東京にも派遣して捜査を進め、調べます、こういうことで、われわれもそれを信頼していただければあります。

同日

ところが、昨年の十月二十八日、当時はオリソニックで、新聞などマスコミはオリソニック一辺倒になっておりまして、その際をねらつたと言つては語弊があるかも知れませんが、不起訴処分を付しまして、新聞記事には小さく出たにすぎないわけなんです。そこで不起訴につきまして、法務省にお願ひしましてその理由を聞いたわけなんです。ところが、その不起訴は非常に抽象的なものでありまして「第一の業務上横領については、丹波等が右告発記載程度の全員を同会社社資金中

同日

長、係の主任検事の方々にお会いしまして、いろいろと捜査の進行状態等も承りました。その途中で検事正がかわりまして、その検事正の更迭についても、前賀屋法務大臣に対して、この重要な問題を捜査をしておるから、転勤等のうわさもあるけれども、ぜひひとつそういうことのないようにして捜査を続けてもらいたいというので、当法務委員会で要望をしたわけですが、途中でかわっております。そして現在の検事正になりましたけれども、現在の田辺検事正になりましたから、やはりわれわれは上申書を持って検事正室に出まして、その部屋に次席検事、かわられました特捜部長、主任検事もおいでを願ひまして、そして東京に近江絹糸の姉妹会社がある、ここがこの仮払いで出しておる金の場所でもあるようだから、ひとつ東京に行つて捜査をしてもらいたい、これは前井嶋検事正のときから申しましたけれども、費用云々等の問題がありまして、そういうことなら費用の点は予算もふやすことにわれわれとしても協力をするし、また大阪地検においてはそういうような費用について困ることもないだろう、そういうふうにして困ることもないだろう、そういふふうにしていただければ、今度の検事正になりましてから、東京にも派遣して捜査を進め、調べます、こういうことで、われわれもそれを信頼していただければあります。

同日

ところが、昨年の十月二十八日、当時はオリソニックで、新聞などマスコミはオリソニック一辺倒になっておりまして、その際をねらつたと言つては語弊があるかも知れませんが、不起訴処分を付しまして、新聞記事には小さく出たにすぎないわけなんです。そこで不起訴につきまして、法務省にお願ひしましてその理由を聞いたわけなんです。ところが、その不起訴は非常に抽象的なものでありまして「第一の業務上横領については、丹波等が右告発記載程度の全員を同会社社資金中

同日

長、係の主任検事の方々にお会いしまして、いろいろと捜査の進行状態等も承りました。その途中で検事正がかわりまして、その検事正の更迭についても、前賀屋法務大臣に対して、この重要な問題を捜査をしておるから、転勤等のうわさもあるけれども、ぜひひとつそういうことのないようにして捜査を続けてもらいたいというので、当法務委員会で要望をしたわけですが、途中でかわっております。そして現在の検事正になりましたけれども、現在の田辺検事正になりましたから、やはりわれわれは上申書を持って検事正室に出まして、その部屋に次席検事、かわられました特捜部長、主任検事もおいでを願ひまして、そして東京に近江絹糸の姉妹会社がある、ここがこの仮払いで出しておる金の場所でもあるようだから、ひとつ東京に行つて捜査をしてもらいたい、これは前井嶋検事正のときから申しましたけれども、費用云々等の問題がありまして、そういうことなら費用の点は予算もふやすことにわれわれとしても協力をするし、また大阪地検においてはそういうような費用について困ることもないだろう、そういうふうにして困ることもないだろう、そういふふうにしていただければ、今度の検事正になりましてから、東京にも派遣して捜査を進め、調べます、こういうことで、われわれもそれを信頼していただければあります。

同日

ところが、昨年の十月二十八日、当時はオリソニックで、新聞などマスコミはオリソニック一辺倒になっておりまして、その際をねらつたと言つては語弊があるかも知れませんが、不起訴処分を付しまして、新聞記事には小さく出たにすぎないわけなんです。そこで不起訴につきまして、法務省にお願ひしましてその理由を聞いたわけなんです。ところが、その不起訴は非常に抽象的なものでありまして「第一の業務上横領については、丹波等が右告発記載程度の全員を同会社社資金中

より引き出したことは認められた。しかし、その使途について捜査を尽くしたところ、その使途は多方面にわたっているが、丹波個人の利益のため云々というので不起訴処分としたということになつてゐるわけです。それで前回「その使途は多方面にわたつてゐるが、丹波個人の利益のため費消したと認め得るものがなく、」という抽象的な理由でございませうから、それでは私たちが納得ができません。その六千五百万の使途について裏づけができたというならば、どういふ点でどういふ金額に裏づけができたから不起訴になつたのかという点を聞きまして、刑事局長は、捜査の秘密という点でこれを拒否して説明せられなかつた。

そこで、私たちが本日大臣に御出席を願ひましたのは、われわれは捜査の秘密ということに隠れて事実をこの国政調査の際に言わないということに特定の名前をあげることができなかったならばA、B、Cでもいいし、金額はこれによつてAの者に渡つてゐるけれども、それはどういふ裏づけがついたといふことでもいいから、それを報告してもらいたいといふことで尋ねましたけれども、一切ノーコメントであつたわけなんです。私はいふことではないかと思つた。これだけ問題になつた事件について、ただ個人の利益のために費消されたものでなかつたということだけでは納得できない。司法権と申しましても、検察権はこれは行政権である。司法権の独立とはいふものの、これだけ問題になつてゐるもの、国政調査に対しては、その内容を言わなければならぬ。そこに初めて検察庁の公正と信頼が出てくるものだと思つておるわけですが、大臣の所見を承りたい。

○高橋等國務大臣 先般山田長司委員から、国会の国政調査と検察権との関係に関する質問主意書が政府に出されました。公式閣議決定を経て答弁書を差し上げたはずでございませう。その答弁書の中に、ただいま御指摘のような国政調査権と検察権との関係につきましては詳しく政府の意見を

申し述べておるわけでございます。それをもう一度念のため読み上げさせていただきます。検察権は行政権の一部であるから、検察行政事務についてはもとより、検察事務についても、国政調査の対象となることは、質問のとおりであり、指摘にかかる犯罪の捜査及び起訴、不起訴の決定が検察事務に属することは、いうまでもない。

しかしながら、検察権は司法権と特殊緊密な関係にあり、準司法的な性格を持つものである。三権分立を原則とする現行法のもとにおいて、司法権の独立を確保すべきことは、いうまでもないが、司法が公正に行なわれるためには、まづもつて、その前提をなす検察権が適正公平に行使されることが強く要請せられる。しこうして、検察権を適正に行使するためには、その秘密は、厳重に保持せられる必要がある。検察官は、いかなる犯罪についても、捜査をし、刑事について公訴を行ない、裁判所に法の正当な適用を請求することをもつて最も重要な職務の一つとしてゐる。そして、犯罪を捜査するため、必要とするあらゆる取調べをすることが許されており、場合によつては、令状を得て被疑者あるいは被疑者以外の物又は住居について捜査をし、証拠物の差押をするなどの強制処分を行なうことができる。かような強い権限に基づいて犯罪の捜査を遂行するのであるから、人の秘密にわたる事項に触れるのはもとより、取調べの内容についても、秘匿を要すべきものがあるとともに、他面、捜査の遂行上、捜査の方針、技術、方法など秘匿とすべき事項の含まれることも当然といわなければならぬ。すなわち、検察が具体的事件の捜査の内容を秘匿しなければならぬのは、他人の名誉を保護せんとするにとどまらず、最も大切なことは、捜査の内容自体を秘匿しなければ、その職務の遂行そのものに支障をきたし、現在及び将来にわたる検察の運営に重大な障害をもたらすおそれがあるからである。したがつて、検察権を適正に行使し、

司法の公正な運営を確保するためには、刑事訴訟法上にもその旨の規定がおかれてゐるよう、捜査の秘密は、厳重に保持せられる必要があるのである。

議院が国政調査権に基づいて、公益上必要ありとして調査を行なう場合において、政府がこれに協力すべきことは当然であるが、右に述べたような観点から、捜査の内容等の秘密であつて現在及び将来の検察運営に重大な支障をきたすおそれのある事項については、国の重大な利益に悪影響を及ぼすおそれのあるものとして、これを明らかにしないこともやむを得ないところと考へるのであり、このような意味において国政調査権に一定の限界の存することは、議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律第五條の規定に徴しても明らかである。

その他いろいろと御質問に対して答弁をいたしておるのでございませうが、そうした趣旨に従ひまして、刑事局長から、捜査の秘密に属することであるからお答え申し上げるわけにいかないという答弁が出ておるわけでございます。

○坂本委員 この考え方は大きなあやまちを犯しておると思ひます。まず第一に、検察権は準司法的な性格——準司法的な性格といふのは公訴を提起するの点だけに限られておる。少なくとも三権分立の憲法の思想におきまして、立法は国会、司法は裁判所、行政は内閣、この検察権の行使といふのは明らかに行政権に属するわけであり、司法は裁判所の独立といふのは、裁判所の独立であり、裁判官の独立であるのであります。準司法の性格を持つておるから、この司法権と同じに考へなければならぬといふのは大きな間違いであると思ひます。三権分立したのは、往々にして検察権は時の政府並びに内閣に左右されまして、それによつてはならないことをやる、やらなければならぬことをやらぬ、これを立法の最高機関として国会は国政調査権を發動してやる。司法は裁判所が行なう、司法権の独立とは全然違ふのであります。したがひまして、検察権が公訴を提

起しなくても、裁判所はその行政権に支配されることなく、公正、正義に基づくところの裁判をやる。そのために裁判官の地位を保障する。これが司法権の独立であるのであります。検察権があつてもこの司法権の独立と同じような考えを持つておるところに大きな誤りがあり、検察ファッショといわれるゆゑがそこにあると思つておるのであります。もちろん、われわれは捜査について秘密を守るといふことは、そうしなければならぬと思つておる。しかしながら、その秘密も、国政調査の上において、間違つた捜査をしておる、あるいはやらなければならぬのをやらざるにおる、やつたことも不起訴処分にしてその理由を明らかにしないといふことは、これは断じて許されないと思つておるのであります。それをあえてやることに検察ファッショといわれるゆゑがあるのであります。本件のごとき、まさにそれであると思つておるのであります。政治献金の問題を、営利会社の社長が六千数百万円やつておるといふ、それを捜査して——あとから聞きたいと思ひますが、相当重要な捜査を進めておる。その結論も言わずに、ただ捜査の秘密といふことで、国会の国政調査権に答へない、明らかにしないといふことは、これは断じて許されないと思つておる。もちろん個人の名誉等がありましたが、私が最初申しましたように、それを匿名にするとかあるいはA、B、Cといふことにして、ほんとうに時の政府に惑わされることなく、公正な捜査をしたといふことを、この立法府の国会において証明する。これは検察権の義務である。それをせなないといふところに問題があるわけなんです。

いま閣議決定で読まれたこととことなかは、これは刑事訴訟手続上の問題であつて、国会の行政調査権に関する問題じゃない。最初に準司法的な性格を持つていふところに大きな誤りがあると思つておる。だから、この政治献金の問題については一切裏づけができた、それなら政治献金をした裏づけができたかできないか、ほかのことに流用しておるかどうか、その点は明らかにすべきである。こういうふうにご考へますが、大臣の所見はい

かがですか。
○高橋等國務大臣 御意見は承りましたが、政府としての見解はいま申し上げましたとおりでございませぬ。

○坂本委員 準司法的な性格というのはいかほどの性格を考へておるのでか、大臣。——大臣でなければだめだ。閣議決定をしたのを読んだだけでは大臣はでくの坊じゃないですか。

○津田政府委員 準司法的性格と申しますのは、檢察権の行使というものは、司法権の行使に對して一定の請求をしたり、あるいは司法権の行使に協力をいたしたりするわけでありませぬ。したが、いまして、檢察権そのものが準司法的性格を有しておるといふことは、檢察官の身分の保障というふうなものとか、檢察官の職務の行使の内容とか、いろいろなものにあらわれておるわけでありませぬ、そういうことを抽象的に準司法的といふに理解してここに述べられておるものと私は考へませぬ。

○坂本委員 そういふような解釈であつたら、不起訴処分にしたその捜査の内容について——これがほかの破産罪その他の問題ならそれでよろしいのですが、いやしくも國権の最高機關を構成しておる國會議員に關連する問題である。政治獻金といふのは重要な問題である。自民黨の四十名、五十名の議員はおれの言ふやうになる、かつてに使える、かういふやうなことも放言しておるといわれるのでありますが、これはわれわれ國會議員の名譽と地位に重大な關係を持つものである。だから、いま刑事局長が説明されましたやうなことであれば、司法権に協力するものである、だから、起訴をしないといふこと、不起訴処分にしたといふことは裁判を求めないといふことになる。求めないといふことになれば、それはどういふ理由で求めないかといふことは明らかにならねばならぬ。それと捜査の秘密といふことは全然別個の問題である。準司法的な問題であるといふことにくつつけて、そうしてそれを言わないといふことは、檢察権の乱用である。刑事訴訟法上におい

ても、秘密を保つてやれといふことになつておるわけだ。しかしながら、かういふ重要な場合は、その秘密を守るといふことを前提にしておいて、もつと内容を明らかにすべきである、かういふふうには考へませぬが、大臣、いかがですか。

○高橋等國務大臣 たいまお答えしましたところの全般的のところをひとつお取り願ひたいと思ひます。

○坂本委員 それでは一つ具体的問題でお聞きしますが、大阪地檢の吉川檢事、これは特捜部の檢事ですが、この方が昨年八月ごろと思ひますけれどもも上京して、本件の捜査に來られた。その際に河野國務大臣を調べられたといふことを聞いておられますが、それを調べられたかどうか。それは捜査の秘密じゃないでしょうか。

○高橋等國務大臣 せつかくのお尋ねですが、捜査の秘密に屬しますから申し上げるわけにはいませぬ。

○坂本委員 どういふ意味で地檢の吉川檢事が上京して、そして調べたか調べないかといふことを言わないのか。どういふ点が捜査の秘密なんです。その理由を明らかにしてもらひたい。

○津田政府委員 当該檢察官がいかなる時期においでいかなる者を取り調べをいたしましたかといふことについて明らかにすることができないこと、先ほど來のこの趣旨に従つて明らかであるかと思つておられます。かりに何者かをいつ取り調べたといふことであれば、それが關係者であるといふこともわかりませぬ、したが、いまして、その人に対していかなる理由によつて取り調べを始めたかといふこともわかるわけでありませぬ。本件は、もうすでに不起訴処分が付されておる事項につきましては人の秘密に該當することも多々出てくるわけだといふので、その点は明らかにいたしかねるといふことではございませぬ。

○坂本委員 このことは大阪の弁護士あるいは大阪地檢、關係の新聞記者なんかはみんな知つておるわけなんです。それをあえて捜査の秘密、個人の名譽に關する——そういうことは全然ないと思

うのですが、大臣、その点あなた責任者ですが、いかがですか。

○高橋等國務大臣 たいま刑事局長がお答えしたとおりの理由で申し上げるわけにはまいりませぬ。

○坂本委員 一億二千万円の使途について告發状によりますと、約七千万円前後については、これは近江絹糸でその支出の處理に困つたから、新日本新聞社から廣告料金をもらったといふこととやつてくれといふので、この近江絹糸の重役と新日本新聞社の經理部長との間に第一期、第二期、第三期と分けて、第一期の三十三年から三十四年の五月三十一日まで、これは決算期ですが、この第一期には五千二百七十五千七百四十五円出したこととして領収書を出した。それから三十四年六月一日から三十五年の五月三十一日までの第二期は千八百七十五千三百四十一円、印刷費その他に使つたといふことと出したのである。その領収書の控えもつけてやつておる。それから第三期には、三十五年六月一日から三十六年五月三十一日まで千六百万円、計数が多少違つておるかも知れませぬが、これだけこの新聞社の印刷費、廣告料その他に出したといふことで、一枚の領収書でなくて数十回にわたつて出したといふ計算書と、それから領収書の控えですか、これがついておる。これは当時の主任檢事である竿山檢事が調べておると思つておられます。会社では、丹波秀伯はその支出を帳簿上合わせるために領収書をつけたのじゃないか、かういふ疑いが十分ある。この点の捜査についてはどうなつておりますか、承りたいと思ひます。

○津田政府委員 先般の當委員会におきまして御質疑がございました關係になると思つておられますが、先般も申し上げましたとおり、告發事実が該當する、近江絹糸株式会社の資金から約一億二千万円のものも丹波秀伯が引き出したことは認められるわけでありませぬ。したが、いまして、その使途が問題になるわけでありませぬが、その使途につきましては個別に十分捜査を遂げておりま

す。したが、いまして、たいま御指摘のやうな事實があるかどうかといふことではございませぬが、捜査は遂げておりますし、内容も明らかにされておりますが、その符合する事實があるかどうかといふやうな点については申し上げかねる次第であります。

○坂本委員 そういふ領収書までとつておる会社を、竿山主任檢事が關係者を呼んで調べておる事實はあるわけなんです。その点について調べた結果も言えない。それでは檢察権は何でもできるといふことになるのじゃないですか。調べて、犯罪があつても、不起訴にすれば、それは捜査の秘密だから言えないといふのでおつ放すことができ。從來も、われわれの聞くとおると、政治家の收賄とか政治獻金の問題については、いろいろ國會でも調査権の問題になつておるわけです。それは武裝事件でもさうでしょう。だから、そういうことを檢察側は明らかにして、さうして起訴をするとか、しないとかをきめる。起訴しない場合は、かういふ裏づけがあるから起訴をしないか、たのだからいふことを明らかにするところには大臣が言つたところの公正な点があるのでしょうか。それをせつとやるところに非常の國民の疑惑を招き、檢察ファッショといわれるゆゑんだと思つ。だから、さういふ点ぐらゐは、さういふ領収書が出ていたけれども別に支出して、丹波個人のために費消したのではない、さういふことを國政調査権で明瞭にしてもらつて初めて檢察権の公正が保たれる、捜査の秘密が保たれる、私はさう思つておる。秘密の乱用であり、かういふことを許しておいたら、檢察は何でもやつていい。さうして自分の運動をした者とか、あるいは政治的圧力でもかければ不起訴にして、その内容は捜査の秘密だから言えないといふ。そこに大きな問題が出てくるわけなんです。少なくとも民主政治においては、旧憲法と違つて三權分立がはつきりした以上は、われわれ國會議員も、あるいは裁判所も、断じて行政権に左右されてはならないわけなんです。さういふ意味でもう少し説明はできぬですか、ど

うですか。

○高橋(等)國務大臣 国会議員の身分でありま
す。一般に人でありましよう。非違があり
ますれば、これを捜査して、犯罪の事実があれば
これを起訴する等の処分をとるというところは、私
の在任中にもしばしば行なっておるところでござ
います。決して国会議員なるがゆえに云々するど
いうような考え方で対処しておるわけではござい
ません。

後段のお話の点は先ほど申し上げたとおりでござ
います。

○山田(長)委員 大臣はそういうふうにご結
論が出たということだけのことではないかとされてお
るのであります。実は私は党の綱紀粛正という
立場においてこの調査の衝に当たった責任ある立
場なのであります。これで井嶋検事正にもト部特
捜部長にも山田担当検事にも会ったわけですが、
その数回にわたる会見で質問をしました結論とし
て、一億二千万の使途不明の金が出たことが明ら
かになり、さらに五千八百万の政治献金というも
のが明確になつたわけですから、それで明確になつた
以上は、この使途について明らかにしてもらいた
いということから、実は当委員会へ参りました刑
事局長からも答弁を得たわけでありまして、どう
もその答弁の内容が明確さを欠いております。そ
ういう関係で実は国会の国政調査権に関する質問
状を過日、事項書きにあげまして七項目の質問状
を發したわけでありまして、その質問状を發して
ますと、まことに時の権力者には都合のいいこ
としか書いてないのです。これでは、第三点に、
司法が公正に行なわれるためにということ、檢察
権が適正公平に行使されることが強く要請される
というふうな文章がありますけれども、理由なき
不起訴というところはどうか考えても考えられない
こととす。担任の検事も、五千八百万の金という
ものは明らかにこれは政治献金だと本人も言っ
ていると申すのです。過日、会社のためにこれが使わ
れたというふうな意味で刑事局長が答弁をされた
ことがございまして、会社のためにされたとい

たつて、一般の社会における会社のためにした場
合における贈賄事件というものはたたくさんにあ
るわけなのである。このことが政治献金をされ
たということ、特捜部長及び担任の山田検事か
らは言われてあるのではありません。われわれは会
社のためにということの使途とはいまだに考えて
いないのです。これは明らかに政治献金である
ということが明確になっておるわけですから、そう
なつてきまして以上、これが理由がない不起訴処分
ということでは、これで公正、適正を欠いている
とお思ひにならぬかどうかなのです。大臣はこれが
公平なる処置のしかたとお考えになるのですか。
○高橋(等)國務大臣 捜査に当たりまして、刑事
局長が御答弁申し上げましたように告発の疑念が
なくなつたわけでございます。したがつて不起訴
処分にしたわけでございます。決して検
察庁が何もやらぬのでございましておつたとい
うわけではございません。

○山田(長)委員 これがやはり公正な結論を出し
た理由としてわれわれの納得しないところでは
理由なき不起訴なつておるものが一体今日まで檢察
局においてなされておるか、許されるものじやな
いのです。どういふ内容でそれならば不起訴処分
にしたのです。内容をこの機会に明らかにしなけ
ればいかぬです。承知できないです。

〔発言する者あり〕
○加藤委員長 坂本委員に申し上げます。他の委
員の發言中不規則發言をお慎みをお願いします。
○津田政府委員 檢察庁におきまして理由のない
不起訴処分をいたしておるわけではありません。
前回は申し上げましたように、先ほど申し上げま
した全員の使途について捜査をいたしましたこと
ろ、その使途は多方面にわたつておるのでありま
す。その使途は多方面にわたつておるのでありま
す。認め得るものがなく、また丹波自身も会社のた
めに使用したと極力弁解いたしておりま
し、これをくつがえすに足る証拠はございませ
ん。したがひまして、容疑につきましては結局犯罪の
嫌疑不十分ということでは不起訴処分にしたわ

けでございます。しかしながら、その不起訴処分
の内容についてここに申し上げますことは、結
局その当該事件の取り調べを受けた者といかなる
陳述をし、またいかなる取り調べを受けたとい
うことが判明したしてくるわけですから、そういたしま
すと、檢察権の運用につきましては一般の方々
の十分な御協力を得る必要があります。一般の方
々は檢察庁の取り調べに對して、みずから言
いたくないことも言われる場合があつて、協力され
ておるわけですから、したがひまして、その協力に對
してさような事実を明らかにしてしまつたといふこ
とは、將來一般の方々の檢察権の行使について協
力を得られないということになるわけですから、そ
ういふことは檢察権の將來の運用に悪影響を及ぼす
意味におきまして明らかにいたしかねる、かよう
に申し上げておるわけでございます。国政調査
権につきましては十分御協力を申し上げたいわけ
でありまして、その限度はこの限度であるとい
うことを御了解願ひたいと思ひます。

○山田(長)委員 この事件は、どうしても明らか
にしなればならぬとわれわれは考へて質問を
いたしておりまする。前の法務大臣であつた
賀屋さんがこの席に見えまして、その席で、たま
たま検事正も特捜部長も検事もかわつたといふ風評
もあるけれども、これについて、この事件の終
るまでは動かさずにおいてもらいたいと思ひました
ことがあります。ところが、その当時賀屋さん
は、そういうことではないといふ答へだつた。
さつきも坂本委員がこのことについて触れまし
けれども、しかるに、それが言われて一月足らず
のうちに担任の検事がかわり、次々とかわつた。
一体そんなばかばかしいことが常識的に考えられ
るかと思つてさらに質問したところが、これ
は定期異動だといふ。定期異動だといふならば、
ここで質問をしたときに当時わからなければなら
なかつたはずなんです。それでさらにどのくらい
の歳月――集まつている調書から判断して、取り
調べて終つたのかといふことの質問を、当時参り
まして引き継ぎの田辺検事正にしましたならば、

かなり部厚いものになつておるから三、四カ月か
かるかもしれない、そういう話であつた。そういう
ことから判断をいたしますと、去年の十一月の不起
訴処分というものは、その書類の全体に目を通さ
ずして不起訴処分にしたといふ、これは明らかに
政治的な圧力によつたものとして考へられないの
です。そうならばこれは司法の公正なる処理のし
かたとは考へられない。これはかつての指揮権発
動と同じような内容を持つておるものとわれわれ
は考へるのです。ところが、それは言わないので
す。それは言わないといふところに問題がある。
そう言わないで、いまのように五千八百万の政治
献金が明らかになつていながら、金額が明らか
になつていながらこれを明らかにしないで、理由の
ない不起訴処分にしておる。これは日本の檢察権
の名譽のためにも、やはりこれらのことの結論を
出すべき筋合ひのものであります。しかも先ほど坂本君
が言われましたように、東京へ調べに来ておられ
る検事もあつたわけですから、吉川という検事がおられ
るわけですから、この吉川検事がこのラインを調べた
内容もわれわれはわかつておるのです。しかる
に、いまだにしらを切つておるというのはいさ
ういふわけなんだ。これは何と考へても圧力に屈
したものとしか考へられないのです。われわれが
調べた範囲でも、これが明確な事実といふものが
出てきておるのです。だから、これが理由なき不
起訴処分ということでは処理されてしまつたとい
ふことになりまして、これは日本の檢察当局の威信に
かかわると思つたから声を大にして言つたのです。
どつちが一体公平な立場でものを言つておるか
といふことを判断してもらいたい。これはやはり公
正なる檢察権の明確さをこの機会に打ち出さな
いと、日本の檢察当局といふものはだんだん威信を
なくしてしまつたと思つておるのです。これは名譽に
関するといふような簡単なことで片づけてしま
わないで、これが理由を明確にして、われわれも
納得のいくような形がなせ出せないのであ
らうと申す。檢察当局の威信のために私は

言っているのです。どうか明確にしてもらいたい。
○津田政府委員 たいだいまの御質問の中にござい
ました検事正あるいは検察官の異動の件でござい
ますが、これはまさしく定期異動ないし井嶋検事
正につきましては検事長に栄転をしたわけでは
ありませんので、この事件に影響を及ぼすために異動
を行なったというようなことは絶対にありませ
ん。したがって、検察当局といたしましては、
この事件につきましては十分の捜査を遂げて
おりますし、また検察官がかわりました後におき
ましては、むしろ前よりも増して多数の取り調べ
をいたしておりますし、各地に出張取り調べもい
たしております。したがって、検
察官がかわりまして、前の取り調べを全然調査せ
ずしてこの事件を不起訴にしたというようなこと
は全くありません。ただ、内容につきましてこの
席で明らかにするかどうかということにつきまし
ては、先ほど申し上げましたような理由によりま
して明らかにすることは差し控えたい、こういう
ことでございます。

の名誉のために私は惜しむのです。これは一検察
当局者のために私は申し上げるのじゃないので
す。そういうことが明朗にならずにやみからやみ
に葬られてしまうというところはまことに遺憾で
す。そういう点で、理由のない不起訴ということ
については、もう一べん、どうしてその理由を付さ
ずにこれを不起訴にしているのです、その内容を
明らかにしてください。起訴しない内容というの
をもう一べん明らかにしてください。

○山田(長)委員 格段に急いだのではないと言わ
れるが、実は四月の転勤のときにこの竿山検事に
会っております。竿山検事は当初調べた限りにお
きましては、昭和三十八年でありましたが、われわ
れが会いましたときには非常な意欲を持って、し
かもここで竹内刑事局長は、経理に明るい担任の
検事を選んであらうから、このことは明確にな
りまして、このことを言っておいた。それで私は非
常に期待を持ってこの竿山検事に当時会いまし
た。ところが、竿山検事は三回、四回会っている
うちにだんだん意欲を失っている印象を私は持っ
た。どうして意欲を失ったのかということについ
ては、私はいまだに理解されずにはいますが、当時
の卜部特捜部長も最初は非常な張り切り方だっ
た。それがいつの間にか意欲を失ってしまっ
た。どうして意欲を失ったのか私には理解できな
いけれども、それが日がたつてみて、しかもこれ
は当時のかつた田辺検事正に言わせると、相当
の歳月がかかると言っておいたのが、今度担任の
検事がかわつてみて、かわつた検事に会ってみま
すと、こんな部厚いものではない、あつた書
類を指さして、われわれに見せたことがあるので
す。それが十一月になりましたから急遽片づいて
しまった。目を通すだけでも相当の歳月がかかる
と私は思つて見ただけです。なぜかという、当時
大阪には選挙違反がありまして、その選挙違反事
件をその間にはさんだために、とてもこの書類を
見ることはできないという事情を訴えたのです。
なかなか見られないという事情を訴えたのです。
それが簡単に、去年の秋になりましたと、結論が出
てしまった。これは何と考へても——しかも理由
なき不起訴なんですから、明らかにしてもらわな
ければならぬ。五千八百万というのはいくらだ
れに渡っているのか、明確さがないままに、金額
が明らかにされておるのですから、これは政治家

にしなければならぬ。その点を、大臣どうです。
そういう点もあな言わぬといふのですか。そし
てあな言ふなら、刑事局長でもいいから、次回
の法務委員会でもひとつ明らかにしてもらいたい。
○高橋(等)國務大臣 先ほど来たたび申し上げ
ましたように、本件につきましては捜査の秘密上
申し上げるわけにはまいりません。
○坂本委員 大臣は捜査の秘密と
○加藤委員 速記停止。

○山田(長)委員 それはわれわれが井嶋検事正が
かわられたあとも、なお大阪に調査に行つてい
るときに、この事件が相当長引く、数カ月後でな
ければ結論が出ないということがいわれておるに
かわらず、どうも速度でその調査をし直すこと
ができて、十月の不起訴の内容が出たのですか。
○津田政府委員 この事件につきましては、御承
知のとおり昭和三十七年十月に告発になってお
ると思つて、したがって、すでに相当の年月
を経過いたしております。しかしながら、事件の
内容そのものは非常に複雑でありまして、問題は
近江絹織株式会社の個々の支出が対象になるわけ
でありまして、したがって、調査に年月を要し
たのはやむを得ないわけでありまして、できる限
り早く結論を出すべきである、ことに当委員会に
おきまして御調査になつておることもありませ
るので、という意味におきまして捜査の迅速をは
かるというところは当然のことでありまして、その意
味におきまして昨年の十月でございませうか、約二

【速記中止】
○加藤委員 速記開始。
○坂本委員 だから、こういう点は、これを明ら
かにしなければ、これは与野野党を問わず、今後
の政治家としての生命の問題でもあると思うので
す。ですから、いまだにできないならば私は留保し
ます。時間がたちましたから次回に留保しますが、こ
ういう点は検事正室でこまごま言われておるわけ
です。そういうことについて、どうも捜査をした
結果こうなつたくらい言わなければ、これを捜査
の秘密という隠れみよによつて、そういうことも
言われないといふところに、この不起訴が若言言
られるように不明朗であり、どこからか圧力を大臣
は受けているのじゃないかということもあると思
うのです。私の質問はこの次まで留保します。
○加藤委員 坂本委員に申し上げますが、坂本
委員の御質問は御意見として……(坂本委員「意
見じゃないよ」と呼ぶ)ではどういふ御質問で
すか。
○坂本委員 意見じゃないよ。こうです、委員
長、よく聞いておってくださいよ。
二月二十九日に大阪の地検の検事正室で、向こ
うからわれわれに言われた、労働関係に二千万、
言論関係、政治献金等に三千八百万、これを明
らかにしなければならぬ、捜査の秘密ということ
で言わないといふことはできない、こう思うので
すが、いかがですか。
○高橋(等)國務大臣 検事がどういふことを申し
上げましたか、それは私の関知するところではご
ざいませうが、先ほど来刑事局長から申してあり

○山田(長)委員 それはわれわれが見せたことがあ
つた。それが十一月になりましたから急遽片づいて
しまった。目を通すだけでも相当の歳月がかかる
と私は思つて見ただけです。なぜかという、当時
大阪には選挙違反がありまして、その選挙違反事
件をその間にはさんだために、とてもこの書類を
見ることはできないという事情を訴えたのです。
なかなか見られないという事情を訴えたのです。
それが簡単に、去年の秋になりましたと、結論が出
てしまった。これは何と考へても——しかも理由
なき不起訴なんですから、明らかにしてもらわな
ければならぬ。五千八百万というのはいくらだ
れに渡っているのか、明確さがないままに、金額
が明らかにされておるのですから、これは政治家

○坂本委員 時間がありませんからもう一問
だけ……
○津田政府委員 理由のなき不起訴という御質問
でありまして、不起訴につきましては上級検察庁
もございませうので、理由なき不起訴は許してあり
ません。したがって理由をつけておられます。
○津田政府委員 理由のなき不起訴という御質問
でありまして、不起訴につきましては上級検察庁
もございませうので、理由なき不起訴は許してあり
ません。したがって理由をつけておられます。
○津田政府委員 理由のなき不起訴という御質問
でありまして、不起訴につきましては上級検察庁
もございませうので、理由なき不起訴は許してあり
ません。したがって理由をつけておられます。

○山田(長)委員 それはわれわれが見せたことがあ
つた。それが十一月になりましたから急遽片づいて
しまった。目を通すだけでも相当の歳月がかかる
と私は思つて見ただけです。なぜかという、当時
大阪には選挙違反がありまして、その選挙違反事
件をその間にはさんだために、とてもこの書類を
見ることはできないという事情を訴えたのです。
なかなか見られないという事情を訴えたのです。
それが簡単に、去年の秋になりましたと、結論が出
てしまった。これは何と考へても——しかも理由
なき不起訴なんですから、明らかにしてもらわな
ければならぬ。五千八百万というのはいくらだ
れに渡っているのか、明確さがないままに、金額
が明らかにされておるのですから、これは政治家

○坂本委員 時間がありませんからもう一問
だけ……
○津田政府委員 理由のなき不起訴という御質問
でありまして、不起訴につきましては上級検察庁
もございませうので、理由なき不起訴は許してあり
ません。したがって理由をつけておられます。
○津田政府委員 理由のなき不起訴という御質問
でありまして、不起訴につきましては上級検察庁
もございませうので、理由なき不起訴は許してあり
ません。したがって理由をつけておられます。

○山田(長)委員 それはわれわれが見せたことがあ
つた。それが十一月になりましたから急遽片づいて
しまった。目を通すだけでも相当の歳月がかかる
と私は思つて見ただけです。なぜかという、当時
大阪には選挙違反がありまして、その選挙違反事
件をその間にはさんだために、とてもこの書類を
見ることはできないという事情を訴えたのです。
なかなか見られないという事情を訴えたのです。
それが簡単に、去年の秋になりましたと、結論が出
てしまった。これは何と考へても——しかも理由
なき不起訴なんですから、明らかにしてもらわな
ければならぬ。五千八百万というのはいくらだ
れに渡っているのか、明確さがないままに、金額
が明らかにされておるのですから、これは政治家

○坂本委員 時間がありませんからもう一問
だけ……
○津田政府委員 理由のなき不起訴という御質問
でありまして、不起訴につきましては上級検察庁
もございませうので、理由なき不起訴は許してあり
ません。したがって理由をつけておられます。
○津田政府委員 理由のなき不起訴という御質問
でありまして、不起訴につきましては上級検察庁
もございませうので、理由なき不起訴は許してあり
ません。したがって理由をつけておられます。

○山田(長)委員 それはわれわれが見せたことがあ
つた。それが十一月になりましたから急遽片づいて
しまった。目を通すだけでも相当の歳月がかかる
と私は思つて見ただけです。なぜかという、当時
大阪には選挙違反がありまして、その選挙違反事
件をその間にはさんだために、とてもこの書類を
見ることはできないという事情を訴えたのです。
なかなか見られないという事情を訴えたのです。
それが簡単に、去年の秋になりましたと、結論が出
てしまった。これは何と考へても——しかも理由
なき不起訴なんですから、明らかにしてもらわな
ければならぬ。五千八百万というのはいくらだ
れに渡っているのか、明確さがないままに、金額
が明らかにされておるのですから、これは政治家

○坂本委員 時間がありませんからもう一問
だけ……
○津田政府委員 理由のなき不起訴という御質問
でありまして、不起訴につきましては上級検察庁
もございませうので、理由なき不起訴は許してあり
ません。したがって理由をつけておられます。
○津田政府委員 理由のなき不起訴という御質問
でありまして、不起訴につきましては上級検察庁
もございませうので、理由なき不起訴は許してあり
ません。したがって理由をつけておられます。

○山田(長)委員 それはわれわれが見せたことがあ
つた。それが十一月になりましたから急遽片づいて
しまった。目を通すだけでも相当の歳月がかかる
と私は思つて見ただけです。なぜかという、当時
大阪には選挙違反がありまして、その選挙違反事
件をその間にはさんだために、とてもこの書類を
見ることはできないという事情を訴えたのです。
なかなか見られないという事情を訴えたのです。
それが簡単に、去年の秋になりましたと、結論が出
てしまった。これは何と考へても——しかも理由
なき不起訴なんですから、明らかにしてもらわな
ければならぬ。五千八百万というのはいくらだ
れに渡っているのか、明確さがないままに、金額
が明らかにされておるのですから、これは政治家

○坂本委員 時間がありませんからもう一問
だけ……
○津田政府委員 理由のなき不起訴という御質問
でありまして、不起訴につきましては上級検察庁
もございませうので、理由なき不起訴は許してあり
ません。したがって理由をつけておられます。
○津田政府委員 理由のなき不起訴という御質問
でありまして、不起訴につきましては上級検察庁
もございませうので、理由なき不起訴は許してあり
ません。したがって理由をつけておられます。

○山田(長)委員 それはわれわれが見せたことがあ
つた。それが十一月になりましたから急遽片づいて
しまった。目を通すだけでも相当の歳月がかかる
と私は思つて見ただけです。なぜかという、当時
大阪には選挙違反がありまして、その選挙違反事
件をその間にはさんだために、とてもこの書類を
見ることはできないという事情を訴えたのです。
なかなか見られないという事情を訴えたのです。
それが簡単に、去年の秋になりましたと、結論が出
てしまった。これは何と考へても——しかも理由
なき不起訴なんですから、明らかにしてもらわな
ければならぬ。五千八百万というのはいくらだ
れに渡っているのか、明確さがないままに、金額
が明らかにされておるのですから、これは政治家

○坂本委員 時間がありませんからもう一問
だけ……
○津田政府委員 理由のなき不起訴という御質問
でありまして、不起訴につきましては上級検察庁
もございませうので、理由なき不起訴は許してあり
ません。したがって理由をつけておられます。
○津田政府委員 理由のなき不起訴という御質問
でありまして、不起訴につきましては上級検察庁
もございませうので、理由なき不起訴は許してあり
ません。したがって理由をつけておられます。

○山田(長)委員 それはわれわれが見せたことがあ
つた。それが十一月になりましたから急遽片づいて
しまった。目を通すだけでも相当の歳月がかかる
と私は思つて見ただけです。なぜかという、当時
大阪には選挙違反がありまして、その選挙違反事
件をその間にはさんだために、とてもこの書類を
見ることはできないという事情を訴えたのです。
なかなか見られないという事情を訴えたのです。
それが簡単に、去年の秋になりましたと、結論が出
てしまった。これは何と考へても——しかも理由
なき不起訴なんですから、明らかにしてもらわな
ければならぬ。五千八百万というのはいくらだ
れに渡っているのか、明確さがないままに、金額
が明らかにされておるのですから、これは政治家

○坂本委員 時間がありませんからもう一問
だけ……
○津田政府委員 理由のなき不起訴という御質問
でありまして、不起訴につきましては上級検察庁
もございませうので、理由なき不起訴は許してあり
ません。したがって理由をつけておられます。
○津田政府委員 理由のなき不起訴という御質問
でありまして、不起訴につきましては上級検察庁
もございませうので、理由なき不起訴は許してあり
ません。したがって理由をつけておられます。

○山田(長)委員 それはわれわれが見せたことがあ
つた。それが十一月になりましたから急遽片づいて
しまった。目を通すだけでも相当の歳月がかかる
と私は思つて見ただけです。なぜかという、当時
大阪には選挙違反がありまして、その選挙違反事
件をその間にはさんだために、とてもこの書類を
見ることはできないという事情を訴えたのです。
なかなか見られないという事情を訴えたのです。
それが簡単に、去年の秋になりましたと、結論が出
てしまった。これは何と考へても——しかも理由
なき不起訴なんですから、明らかにしてもらわな
ければならぬ。五千八百万というのはいくらだ
れに渡っているのか、明確さがないままに、金額
が明らかにされておるのですから、これは政治家

○坂本委員 時間がありませんからもう一問
だけ……
○津田政府委員 理由のなき不起訴という御質問
でありまして、不起訴につきましては上級検察庁
もございませうので、理由なき不起訴は許してあり
ません。したがって理由をつけておられます。
○津田政府委員 理由のなき不起訴という御質問
でありまして、不起訴につきましては上級検察庁
もございませうので、理由なき不起訴は許してあり
ません。したがって理由をつけておられます。

ますように、あらゆる点について捜査をした結果、これは不起訴処分が適当なりとして不起訴にいたしておるわけでございます。その内容につきましては、せつかくではございませんが申し上げるわけにはまいらないという事を繰り返して申し上げておるようなわけでございます。

○坂本委員 時間も参りましたが、この国政調査権と、いわゆる行政の検査権の捜査の秘密ということと違うと思ふのです。もう少し法務当局は反省して考えてきてもらいたいと思ふのです。あとは留保いたしましたして次回に譲ります。

○加藤委員長 山田長司君、いまの問題は一応切り上げて横山委員の質問に移ってください。

○山田(長)委員 私の質問しました質問要旨の中の三番目に対して、国の重大な利益に悪影響を及ぼすおそれのあるものは明らかにしないこともあるというふうな意味のことも書いてありますが、政治献金をして、その金額までわかつていて、これを明らかにしないという事は、これは国の重大な利益に悪影響を及ぼすというところに属するのですか。

○津田政府委員 この意味は、将来の検査運営に重大なる支障を来たすということが国の重大な利益に悪影響を及ぼす、こういう意味でございます。

○山田(長)委員 五千八百万という金額がわかつていて、その政治献金を受けた人の名前を公表することが何で国の重大な利益に悪影響を及ぼすという結論になるのか、その解釈が私にはわからない。こういうことを明確にすることが何で国の重大な利益に悪影響を及ぼすのですか。私は、こういうことを次々と明らかにすることが国の将来にいい影響を及ぼすと思つて居る。

○高橋(等)国務大臣 先ほど来刑事局長から、検査の秘密を守りますことが現在及び将来の検査運営において非常に大切なことだということを申し上げておるのでございます。そうした意味において、いまこうした問題をここで御答弁申し上げることが検査の将来について非常な悪影響がある。一般の協力を得ることがむずかしくなりますの

で、そういう意味で国の利益に反する、こういう御回答を申し上げておるわけでありませぬ。

○山田(長)委員 私は大臣の答弁も理解ができません。これは私が質問を致しまして、その答弁が内閣総理大臣でありますから、ぜひ内閣総理大臣に御出席を願つてこのことを明らかにしてもらいたいと思ふのです。どうぞお取り計らい願ひます。

○加藤委員長 委員長から申し上げましたが、お申し出に關しましては理事会の席上十分協議いたしまして取り計らうことにいたします。

横山利秋君
○横山委員 先般大蔵委員会におきまして問題の中心になりましたあぜ道と申しますか、その問題について御質問したいのですが、時間がございませぬから、同僚委員にも聞いていただくために大蔵委員会の議事録の一部をまず抜粋いたしまして、それから問題の中心にすぐに入りたいと思ひます。

「登記所に備えられている土地台帳の付図に二線引きの実線で示されている無地番の土地、その多くは、一般に農地の間に存在するいわゆる二線引き畦畔で、これが一体民有地であるのか、それとも国有地であるのか。この問題は、その後各方面に異常な反響を呼んでおるのであります。」「しかし、最近のように、地域開発が進んで、工場の農村進出に伴つて、農地の転売個所があると、初めて政府の国有地論にぶつかつてあわてるわけでありませぬ。神奈川県でも、東名高速道路の建設もこの問題の究明が優先されませぬと、その進展は阻害をされませぬし、いろいろと各方面の情報を調べますと、これは単に農地の転売による所有権の帰趨だけではなく、政府が指導している農業改善事業の中で、耕地整理が進んで、農業経営者が地目変更の登記をするときに、あらためて民有か国有かの解釈論で一もめするといふぐあいに、新しい問題を提起しているわけでありませぬ。」「先回の大蔵委員会で質疑を通じて明らかになりましたことは、東海地方では「はざま」、関東地方では青地、東北地方では土手しろなどと呼ばれる国有畦畔は、政府が神奈川、千葉、静岡の三県の登記所において土地台帳の付図を調査した結果、神奈川県で百九十万坪、千葉県で二十七万坪、静岡県で百四十万坪存在すると推定されたということ、栃木県や新潟県あるいは福島県、東北を含めますと、もつとふえると思ふのであります。第二に、政府は、これらの土地は明治六年の太政官布告百二十号によつて国有地であるとの見解であること、その見解に基づいて昭和三十五年八月二十一日、東京法務局民事行政部長、同じく三十五年八月二十一日、東京法務局長名で、二線引き畦畔地についてはその地主が自己所有の畦畔地として公図抹消の申請をしても受け付けないとの通牒を發しておるということがおおよそ明らかになつたわけでありませぬ。大体そうだと思ふのですが、間違ひございませぬね。」という同僚委員の質問に対して江守政府委員は、「そのとおりでございます。」「時間の省略のために一部を抜粋いたしました。」「この経過であります。」「そこで本日法務省並びに大蔵省において願ひましたのは、この質疑の以後、政府委員と同僚委員との質疑応答によりまして、私の理解をいたしたところでは、江守政府委員は、青地のすべてが国有地であるとは言われない、土地台帳に民有となつて居るなら土地台帳を尊重してそのとおりで考える、青地で農道のように公共的に使用されているなら国有地だと考える、それ以外に土地台帳に何ら記載されていないなら国のものだと考える、しかし民法の取得時効の要件が完全なら所有権を主張しない等々の大蔵省側の説明をされたところでありませぬ。」「大蔵省、私の要約したことは大体間違ひございませぬか。」「○坂本委員 そのとおりでございます。」「○横山委員 そこで法務省にお伺いをいたしたいのは、法務省は登記について大蔵省が三十五年の八月二十五日、関東財務局長名で二線引き畦畔地については地主が公図抹消の申請をしても受け付けないでくれという牽制をされました。この牽制

をいたします前に、記録によりませぬと、江守政府委員の答弁によりませぬと、三多摩地区を中心にして六十九件、三千三百三十二坪については処理してあるわけですね。この通牒が出る以前に処理したものと、通牒が出てからの法務省の取り扱ひについていかなる違いを生じたか。法務省はこの大蔵省の通牒によつて行政態度を変えたのかどうかという事を法務省からお尋ねしたい。」「○川島説明員 仰せのように、昭和三十五年の八月二十五日に、関東財務局長から東京法務局長に對しまして、二線引きの畦畔地につきましては、国有財産の管理上、当該土地が国有地でないことの場合に限つて国有地でないものとしての取り扱ひをしてほしいという話がございまして、その趣旨を東京法務局長の民事行政部長が八月三十一日付で登記所に通達いたしております。私、それ以前の登記所の取り扱ひが全般的にどうなつたかはつきりいたさないでございませぬが、おそらく登記所の取り扱ひは、従来から台帳上の土地が誤つて記載されてたという場合には、関係者の証明書、承諾書というふうなものを徴しまして、その誤りを訂正することによりまして、おつたのでございませぬ。この問題の二線引き畦畔地と申しますのは、台帳上その所屬がはつきりしていなかつたような形式になつておるので、周囲の土地所有者の承諾書と、それから関係の地区町村長の証明書があれば、この者の所有だということと訂正をしてきたものと思われませぬ。その場合に、当該土地が国有地であつたといつたしましても、市町村長などの証明がございませぬれば、これは一応国有地ではないという判断のもとに登記所は訂正の処理をしていいたものと思ふのでございませぬが、国の財産を管理しております財務局のほうにおいて、どうもその市町村の証明がおそらく財務局のほうへの御相談なしに行なわれたというふうな関係で、登記所の取り扱ひが国有財産の管理に多少支障があるというところから、こういう御依頼があつてこういう通達がなされたものと考

えておられます。

○横山委員 大臣が御都合があるそうですから、問題の核心に十分に触れないままにあなたに御質問することになりそうだけれども、大体いまお聞きになったように、この畦畔いゆるあぜ道、たんぼのまん中にあるあぜ道がいま全国でもたいへんな土地数になるわけですね。それをいまお話しのように、三十五年の八月までは農地の所有者が、これは私のものであるということを手張し、周囲の者の承諾書、それから市町村の証明書、それらがあれば法務局において調査の結果それは認められておったわけです。なぜそういう問題が起こるかという、最近のように農業改善事業や、あるいは国の国道、東名道路といえどもそうですが、国土の開発、あるいは工場の進出等によって、にわかにならぬ問題が大きくなってきたわけですね。そして法務局としては自己の判断、裁量に基づいてやっておったわけですね。ところが三十五年八月に大蔵省から疑わしきものは国有地なり、要するにそういうことです。大蔵省としても、このあぜ道が自分のものだ、国有地だといふふうに考えている証拠があるわけではないけれども、疑わしきものはあぜ道は国有地である。したがって、その問題について法務省がかってなと、大蔵省はそういう言い方なんです。そういうことをしてもらうては困るといふものを出し、法務省は何となくそれにもたれてしまつて、それによってやっておるといふことがきわめて農家の権益を阻害する、われわれとしてはこう考へて大蔵委員会及び本委員会で取り上げることになつたわけですね。したがって、これから私並びに同僚委員が質問してまいりますことは、全日本の農家にとつては重大問題なんです。大臣に私が言いたい一番根本的な問題は、法務省としては法務省としての立場があるはずだ。疑わしきものは国有地なり、所属の不明確なものには国有地である、まずそう言つて、文句があったならば裁判で争つて勝つて持つてこいと言わんばかりの態度についてはきわめて遺憾である。大臣お聞きになつていらつしやるならば、

この問題についての御感想をひとつ。

○高橋等國務大臣 農地の問題につきましていろいろ沿革がございます。しかも非常に長い間問題で時効取得等によって民有地になつたものもありまして、いわゆる青地のすべてが国有地であることは法律上断定はできません。ケース・バイ・ケースによつて国有か民有かを認定する以外にないのでありますから、いま御指摘のような点につきましては、事務当局のほうで大蔵省と十分連絡をさせまして、後刻御答弁をさせていただきます。後刻御承願したいと思います。

○横山委員 赤松さんがちよつと五分間ばかり御質問をして大臣帰つてもらうということでありまして、私、お帰りの前に一言だけ言つておきますが、私どもがきょう質疑をします要点は、大蔵省と密接な連絡、それはいいのです。いいのですが、大蔵省の通達にそのまま依存して、三多摩地方におけるいままで処理していた方式をお変えになつた。大臣の在任中ではございせんが、お交えになつて、法務省は自主性のないことをしたと私は思う。御協議はいいけれども、法務省は法務省としての立場があるのだから、全国の農家の立場、権益といふものをきちんと守つてやるという立場がないといけません。その点は十分御勘案願つて、後刻十分に質疑応答をいたしますが、その立場を十分お忘れぬように願います。

○加藤委員長 赤松勇君。

○赤松委員 法務大臣にお尋ねするのですが、弁護権の及ぶ範囲さらに捜査権の及ぶ範囲、その限界はどうであるか。この民主憲法の精神から申しまして、ウエートは当然弁護権の尊重に置かれなければならぬ、こういうふうにお考へておられるわけあります。その点について検察庁のとおつておられる行動について幾つか疑問があるわけでありまして、これは重大な弁護権の侵害である。特に平沢貞通が死刑囚として仙台的刑務所におられる。このいわゆる偽証と称する事件に関連して弁護人が家宅捜索を受け、身体検査を受け、そして特別抗告に必要な補充書を作成することができない。それは証拠品

としてすべて押収された。そういう場合に一人権はどうして守られるのですか。もし補充書がでない、簡単な抗告理由書の一片で最高裁が却下をした場合、死刑が執行される、はたして人権が守られますか。しかも、この件に關しましては、世間で非常に重大な問題として扱われておられる。これは単に帝銀事件のみならず、広く国民の人権を守るという観点から、今日弁護士の諸般の活動について、その活動を阻害する、もしくは著しく規制する、制限する、そういうような行為に對しまして、私は断固抗議すると同時に、この問題については徹底的に本委員会で追及せんとするものであります。しかし、本日は法務大臣都合があるようでありまして、次の機会に譲りまして、この点についての法務当局の見解も統一して発表していただきたい。ことに日本弁護士連合会は非常にこの問題を重視して、直ちにこの問題を取り上げて、そして検察庁に對して抗議をしておることは御承知のとおりであります。弁護士会としましては、ひとり磯部弁護士あるいは鈴木弁護士の問題ではない、全弁護士間にわたる、しかも人権侵害といふ重大な問題だといふことで決意を固めて立ち上がつております。今日法曹界と検察当局とがこの問題について意見を異にし、相対立をするといふような不幸な事態を招いたとしますと、これは日本の検察行政あるいは裁判制度に重大な影響をもたらすといふ観点から、私は特に法務大臣に今度のこの事件に關しまして注意を喚起しておきたいと思ひます。

次に、先般前代議士であり、前法務委員であります猪俣浩三弁護士が、あなたに對して死刑執行停止の嘆願書をお出しになつた。私は猪俣弁護士からその嘆願書を読んだのであります。私、ただいま横山委員が質問中をございまして、私、この点につきまして一点だけ質問をしておきたいと思ひます。

死刑執行停止の嘆願書

一、帝銀事件の犯人とされておられる平沢貞通に對する強盜殺人等被告事件は、確定してからす

でに約一〇年にならうとしています。

その間、いろいろな立場の人々から種々の意見や証言や或いは又証拠が出され、右事件の真相につき、引いては右裁判そのものについてさまざまの疑問が提起されて來ました。そして昭和三十七年七月一日には、「平沢貞通を救う会」が発足し著名な政治家や文化人を始め多数の国民がその趣旨に賛同し、右事件の真相の究明に努力を傾けている事は衆知のことでありまして。

二、「平沢貞通を救う会」の事務局局長森川哲郎、事務員山本晃重朗、元事務員柳壽美恵等は、約一年間にわたるたゆまぬ努力によつて、野村晴通、泉田賢一、石橋進等を探し出したのであります。

右三名は、平沢が事件直後所有していた金銭の出所を証明できる証人でありまして、金の出所のあいまいさが平沢を有罪と認定させた重要な状況証拠の一つであると推定される右事件では、右三名の発見は重大な事実であります。

そこで平沢貞通は、昭和三十七年東京高等裁判所に再審の申立をした。右事件は昭和三十七年第七号、八号、一〇号事件として東京高等裁判所第六刑事部（裁判長 兼平判事）に係属したのであります。

三、右裁判所は、森川哲郎、山本晃重朗、柳壽美恵、野村晴通、泉田賢一、石橋進等及び平沢貞通を証人として尋問しましたが、結局昭和四〇年三月十一日再審請求は理由がないとして棄却決定をいたしました。

その理由は、要約すれば昭和二十二年一月頃平沢が自作の絵画十五、六点を代金十五万円野村に売却したといふ平沢と野村の証言は虚偽で信用できないといふ事でありまして、そして更に救う会の職員である森川、山本、柳等が右事実を平沢に伝達して野村の証言と一致させたものであるといつております。

四、ところが右再審請求棄却決定の告知後間も

なく右野村、石橋を始め、森川山本、そして柳までが右裁判所において共謀して偽証又は偽証教唆したという嫌疑で逮捕され目下勾留されて取調べ中であり、そして近日中に刑事訴追を受けることは明らかであります。平沢貞通を救う為に献身して来た人々が、いまや一転して自ら訴追を受ける立場になつてつたのであります。

森川、山本、柳、或いは石橋、野村等が果して共謀して偽証或いは偽証教唆をしたか否かという事が今後問題とされるわけであり、そうしますと、先ず第一に、平沢が野村に絵を売つて十五万円を受取つたか否か、即ちそれは客観的事実であるか虚偽であるかという事が問題になり、第二に、平沢はそのことを真実であると信じていたか否か、及び第三に右関係人と平沢との間に虚偽の事実をあたかも真実の如く証言しようという共謀があつたか否かという三点が最も重要な争点となる筈であります。右三点については、平沢貞通は最も重要且最良の証人であることは明らかであります。

五、ところが、平沢貞通は死刑囚であります。本件によつて死刑の執行は近いのではないかと、という新聞の論調も認められる位であります。そして平沢の死刑の執行を停止する法律上の手段はない現状であります。然しながら、若し平沢の死刑が執行されますと、右に述べた森川、山本、柳、野村、石橋等にかかる偽証、偽証教唆被疑事件について、右被疑者等は、最も重要且最良の証人を失う事になります。かくては公共の福祉の維持と個人の基本的権利の保障とを全うしつつ、事案の真相を明かにすることを目的とする刑事訴訟法の目的に違背するばかりか、刑事被告人はすべての証人に対して審問する機会を充分与えられ、その権利を有する」という憲法三七条、及び「何人も法律の定める事項によらなければ、

その生命、若しくは自由を奪われ、又はその他の刑罰を科せられない」という憲法三二条の趣旨に反することになります。よつて、平沢貞通の死刑の執行を当分の間停止される様願致します。

昭和四〇年三月 日

被疑者 森川哲郎 山本重朗
右弁護人 猪俣 浩三
同 藤木 時義
同 高橋 利明
法務大臣 高橋 等 殿

こういふ嘆願書をお受け取りになりましたかどうか。受け取つておられるとすれば、この猪俣浩三弁護士の嘆願書に対してどのような見解を持ていらつしやるか、この際明らかにしていただきたいと思ひます。

○高橋(等)国務大臣 去る三月二十五日に、猪俣浩三氏外三名から、たゞいまお述べになりました趣旨の嘆願書を受理いたしました。私も詳しく拝見をいたしました。しかし、この場所でお答えできません。特定死刑の確定者に関する具体的な死刑の執行についてあらかじめ意見を述べるといふことは、これは事柄の性質上差し控えざるを得ないのであります。その点は御了承願つておきたいと思ひます。

○赤松委員 いま法務大臣の御答弁がございました。私、そのあなたの気持ちはよくわかるわけであり、ここでお願いしたいことは、一つは法律上の見地から、いま一つは人道主義の立場から、どうぞこの事件の真相がさらに明らかになるよう御配慮をお願いしたい。もう一点法務大臣にお願いしておきたいことは、この種の事件に関して、かくも絵を何万円で売つたかという若干の食い違いについて直ちに偽証といふことで、善意の——これは松川などの筋金入りの諸君の組織ではございません。善意でもつて集まった小市民のついでです。それに対して偽証だといふので直ちにこれを検挙するという

ようなことは、今後証人がこのためにおびえて積極的に裁判にあるいは検察行政に協力することができなくなる、そういう傾向を生むことを私は非常に心配して居るわけであり、それから第二の点でございませうけれども、いわゆる王吉田石松の事件以来、再審の請求がはるばる出て生れてきた。また、本委員会におきましても再審制度小委員会を設けて再審制度の活用並びに改正についていろいろ論議をしようとして居る。現に神近委員もその具体案を提案されようとして居る。そういう中で再審の請求の全体の空気に水をぶっかけるような、そういうような政治的配慮でこの事件が取り扱われておるのでないか、こういう疑惑が世間に漂つておるのであります。こういう点につきましても、どうぞ憲法の精神を踏まえていただきまして、そうして現行の裁判所の威信を守り、かつ公正な検察行政が発動されるように、くれぐれもひとつ法務大臣はいわゆる党人の立場から十分意を尽くしていただきたいといふことをお願いする次第であります。

なお、委員長に対しては、私は、いわゆる保険契約の問題あるいはその他の問題、なお先ほど申し上げました弁護権の問題、それから捜査権の問題など質問をする、それを留保いたしました。ぜひ次の機会に質問をしたいと思ひますので、よろしくお取り計らいをお願いいたします。

以上をもつて終わります。

○横山委員 中断をいたしましたけれども、先ほどの私の質問の要旨は、財務局長が三十五年八月二十五日に通達を出す以前、六十九件、三千百三十二坪の土地が法務局によつて処理された。つまり農家のものになった。それ以後、法務局として大蔵省の横やりによつてその処置のしかたを変えたかという点を中心であります。いま手元にあります資料によりますと、大蔵省は法務局が処置をいたしたものでございませう。権利関係を証する資料等調査の上、当該相手方と話し合ひにより円満に解決するよう努力しておるといふ話でありますから、法務局が処置したものに

すらいちやもんをつけておるといふことでありますが、法務局として、まず第一にこの六十九件、三千百三十二坪の処置について間違ひがない、この問題についての責任を負つておられますか。

○川島説明員 三十五年の八月の通達の前後で取り扱ひが違つてきたのではないかと、と申します。さういふ面があるわけではございません。と申しますのは、登記所といたしましては、備えつけの地図に間違ひがありませう場合には、関係人から明らかに間違ひである、所有者から間違ひであるから直してもらいたいといふ申し出がございました場合には、すべての関係人が異議がないという場合に、間違ひであるとしてそれを申し出どおりに訂正する処置をとつておるわけでございます。それで、三十五年の八月以前におきましては、関係の土地の所有者の承諾とか、あるいはさきに市区町村長の証明などがございませう場合には、それを間違ひと認めて訂正しておつたわけでございますが、国の財産を管理しております財務局のほうから、この土地は国有地である、そういう申し出がありませうから、そういうふうになりますと、国のほうの承諾も得なければ間違ひだとして直すわけにいかないということになつてきたわけでありまして、その面では取り扱ひが違つてきたといふことはいえるわけでございますが、根本におきまして、関係の者の全部の承諾があれば直す、関係の者の全部の承諾が得られない場合には直さないという方針は変わつていないわけでございます。

そこで、それでは三十五年八月以前に処理してしまつた訂正をもとへ戻すかどうかという問題があるわけでございますが、これは一々間違ひであったかどうかといふことをすでに処理した事件について直すことはまた問題がございませうので、これにつきましても、さらに関係者の申し出を待つて、その上で事実をよく調べた上で処理するといふこととしていくわけでございます。

○横山委員 きわめて不見識な話じゃありませんか。私は二つの問題があると思ふ。第一は、あな

た方が三十五年八月以前にやったことについて、その当時については関係者が異存がなかった、これも異議の申し立てがなかった。だから、その処理をしたことについて自分たちが責任を持たなければいけない。そうでしょう。全部の整理がついてしまつてから、後刻になって国が異議を申し立てたということについては、き然として自分たちの処理について責任を持ってもらわなければいけません。

それから第二番目に、あなた方も、大蔵省が言ってきた、大蔵省がこの土地については間違いない、大蔵省の言いつつにあなた方が審査をして妥当なものと判断をしたのかどうか。大蔵省は、疑わしきものは国有地であるからという一般的、包括的な意見でございましょう。それをただその意見があったからこれからはそうはいかないということについてもおかししい、前にさかのぼって、みずからのとった処置についてもう一べん査査するということはますます失態を暴露するものではないか。だから御両者に聞きたいのだけれども、まず大蔵省もそうでありまして、三十五年八月以前にさかのぼってあくまで国は争うというまことに不手ぎわなことをするつもりであるか、法務省としては自分のとった問題について責任を負わないのであるか、それをお二人から伺いたい。

○塚本説明員 先般局長から平林委員の御質問に對しましてお答えいたしましたとおり、三十五年の通達が出ます前に国有地と民有地に登記変更されたものがあるわけですが、これらのものにつぎましては、個々の案件に従ひまして、これが具体的に国有地なりや民有地なりやということとを確かめて、その上で国有のものであるならばもとに戻すように話をする、こういう方向で事務を進めてまいつてきておるわけでありまして、それからたまたま疑わしきものは国有地であるというふうにご御発言になったわけですが、先般の大蔵委員会での局長が御説明申し上げま

したように、いわゆる従来の土地制度の沿革から考えまして、二線引きとか青地とかというものは直接は関係なく、土地台帳に載っていない、無番地である、こういうものは国有地なんだということとを申し上げておるわけがございまして、したがって、そういうようなものにつぎまして誤つてその登記が変更されるということはあるてはならないということも法務局のほうにお願いをいたしたわけがございまして、

○川島説明員 青地が国有地か民有地かという点につぎましては、先ほど大臣からも御答弁がありましたように、個々の土地についてそれぞれケース・バイ・ケースによつてきめていくほかはないわけがございまして、そこで、登記所のほうの土地台帳なりあるいは不動産登記の事務処理の面におきましては、法律の規定に従ひまして、これを訂正する場合に、訂正に必要な証明書類がそろつた場合にだけするということになっておりますので、登記所といたしましては、これだけの書類があれば、地図が間違つてると認められる場合にその訂正をするという取り扱ひをしていくわけがございまして、この方針はずつと当初から変わつていないわけがございまして、三十五年の八月以前には、國、財務局のほうの証明がない土地についても訂正の取り扱ひをしたものが若干あるようございまして、これも一応処理が済みましては、はたしてそれが国有地なのか民有地なのかということ、ケース・バイ・ケースによつてきめるべき問題でございまして、直ちにそれをもとに戻すというのではなくして、国有地であるというものがはつきりすれば、これはもとへ戻すけれども、しかしそれがはつきりしない限りは、いままでの訂正の処置をそのままにして置くというほかはないわけがございまして、

○平林委員 ちよつと関連。いま横山委員がお尋ねになっておられます二線引きの畦畔地についてあなたのお出しになった通牒、これによつて末端の登記所の機構において、これを申請するもの、受け付けないものというところで、いろいろな

利害が起きてきているわけが、これは理由なき理由によつて國民の権利というものを侵害しておる。大蔵省もけしからぬけれども、法務局もまことに自主性が無いものだ、こういう点を指摘しなければならぬと思つておる。しかし、法務局は二線引き畦畔というものが一体どういうものであるかということの概念をつかんであの指示を出したのですか。二線引き畦畔というものはどういふものであるかということの認識がなくて窓口に通牒を出しますと、いたずらに混乱が起きるだけでありまして、

この畦畔ということばは、これは古い話になりまして、明治九年の五月、内務省の議定によつて地所名称区分細目というものが定められていくわけが、この文書によりますと、「畦畔ト稱スルモノハ田畑ノ界ニアルモノナリ」と書いてある。ですからこの意味から申しますと、二線引き畦畔というのは、そういうことばは明治九年の五月、内務省が議定した地所名称区分細目にも出てこないことばである。全く新語なのであります。それをあなたのは、大蔵省の言いつつに従つて今後受け付けない、こういう態度をとつておるわけでありまして、大体概念をどうつかんでおるかということが問題だと思つておる。田畑の境にあるもの、その畦畔がたとい無地番であつても、農民のものであるということは無地番ではないのです。大蔵省が何と言つてもこれは農民のものなんです。ですから、そういう意味からいいますと、二線引き畦畔というものをどういふ概念でつかんであなたの方は現場の処理をなさつておるか、この点がちよつと聞きたいのです。

○川島説明員 土地台帳の取り扱ひにおきましては、二線引き畦畔ということばは特に使つておりません。それで三十五年の八月に出しました東京法務局のほうの通達におきまして、そういうことばを使ひませんで、「土地台帳付属地図上土地番未設定の土地」というふうにご御発言をしております。これは土地台帳の付属地図の中に地番の書き込みのない土地のことを言つております。特に二線引き畦

畔であるかどうかということによつて取り扱ひを區別するという趣旨ではないわけがございまして。○平林委員 確かにあなたに通牒はそういう言い方をしておるから、大蔵省よりは少し事情がわかつておるのではないかと思いますが、もう一つ申し上げておきます。

大体今日二線引き畦畔が公図上残つておることが間違ひなんです。土地台帳の付図に二線引き畦畔あるいは二線引き畦畔と見られるような図表が残つておること自体が間違ひなんです。ですから、本来は土地台帳の付図から抹消していくのが正しいやり方なんです。ですから今日農民、つまり國民がそういう申請をしたならば、歴史的沿革からいいますと公図の訂正を認める。そうしてそれを所有権に繰り入れていくという措置をとるのがあたりまえなんです。なぜあたりまえかという歴史を少し申し上げておきますから研究をしておいてもらいたい。

明治十七年に地租条例が發せられました。そしてこの明治十七年の地租条例は、地租増徴をはかるために畦畔や芝地を本地に繰り入れて課税の対象にしたのであります。このときのいろいろな通達が出されておりましたけれども、これに基づいて本来は土地台帳付属地図の二線引き畦畔というものは、いま政府が言つておるそういうものは公図から本来抹消して本地に繰り入れて課税の対象にしなればならぬ。時の政府は当時、明治二十七年の戦役の戦費を調達する意味、あるいはいろいろな経費を増徴する意味で、従来は無税地であつた畦畔についても本地に繰り入れて課税対象にしていった歴史があるわけがございまして、ですから本来は土地台帳に残つておることがむしろ間違ひなんです。残つておることが今日いろいろな意味で混乱が起きてきておるわけが、ですから、そういう意味では神奈川県に行つてもらひたい。たとえば横浜の登記所のごときは全部その趣旨が徹底しておりますから、ここでいふいわゆる青色だとか薄墨色でやつておるものについては全部紙を張つて訂正をしておる。お上の趣旨が徹底した地

域においてはこの処置が行なわれておる。ところが、その趣旨が徹底しておらないところは行なわれておらないのです。ですから無地番というけれども、これは無地番があたりまえなんです。畦畔というものは田畑に付随するものでございますから無地番があたりまえなんです。こういう歴史があるわけでございまして、あなた方がいままでとっていた市町村長の証明だとか、あるいは土地の隣の所有者の承諾があつて、その申請があれば公図を抹消していくという措置はむしろ当然だったのです。あなたのほうが明治時代の歴史的沿革を承知してやっておられた。それをちよつかい出したのが大蔵省なんです。ですからあなた方は自信を持ってやりなさい。いいのだし、そういうことについて下部に間違いがないように徹底をするのが国民の権利を守るために必要な任務なんです。それから、そういうことでやってもらわなければなりません、いかがでしょうか。

○川島説明員 先ほどから申し上げておりますように、土地台帳の付属地図が間違つておるといふ場合におきましては、その所有者の申告によりまして訂正していただくわけでございます。ただ土地台帳を所管しております登記所におきましては、みずからこの土地の所有者がだれであるということを確認する権限がないわけでございます。それを訂正するかどうかをきめていく、判断をして、訂正するかどうかをきめていく、判断をしております。したがって、これだけのものが異議がなければ訂正してもいいという段階において初めて訂正をするわけでございます。いまの二線引き畦畔の問題につきましても、そういう立場から従来は処理しておったわけでございますが、それは固有地——国のほうでも異議がないという考えで登記所はおそらくそういう処理しておいたものと思つております。ところが、実際に固有地を管理しているところのほうから、それには異議があるんだという申し出がありまして、それはやはり制度といたしましては、関係人全部の異議がないという場合に初めて訂正するという形になつて

ておりますから、登記所といたしましては、異議がある以上はその処置をすることができない、こういうことになるわけでございます。したがって、もしその所有者がどうしても訂正をしたいというのであれば、これは国に対してそのことを申し出て、固有地ではないという証明をもらうなり、国がどうしてもそれを承諾しないという場合には訴えを起して、裁判によって自分の所有地であるということを証明してから、その証明書、判決とか国の証明書とか、そういうものを登記所へ提出することによって訂正の手続をとっていただくことはできない、こういうことになっておるわけでございます。

○横山委員 問題がたぐさんあるのですから、はっきりしてください。ぼくが問題を提起しておるのは、三十五年八月以前の問題についてまづはっきりしてくれと言つておる。あなたは多少私的のほうへ寄つて、まあ一ぺんきめたものだから格別のことがなければそのままにしたいということですね。あなた御了承になった。大蔵省、だから、この間の大蔵委員会の江守さんのお話でも、まあ済んだことはこれはこれ、将来についてはどうしたいというふうな、雰囲気としては私、承つたんです。また、本来どうあるべきかについても大いに議論があるんだけれども、済んだことの三千百三十二坪についてまでとことんまでほじくり返して争うという愚はやめなさい、こう言つておるんですが、これはいいですね。

○塚本説明員 大蔵省としましては、その案件につきましても固有地だと現在も考えております。したがって、個々の案件について当事者とお話し合いをいたしまして問題を解決したい、こういうふうな考えております。

○横山委員 個々の人と話したいといったところで、個々の人が承知するはずない。国はあくまで裁判で争つても取るといふつもりですか。

○塚本説明員 その土地が、いろいろ公図であるとか、または土地台帳であるとか、登記簿であると

か、いろいろな点を総合すれば、固有地であるか民有地であるか、現在の基準でははっきりするとわれわれは考えております。したがって、われわれが考へまして、固有地であるというものを先方がどうしてもこれは民有地であるというふうな考えをなれば、その段階においては訴訟にならざるを得ないような場合もあると考えております。

○横山委員 政治的判断をしる、こう言つておるんです。この間の江守さんの答弁でも、このようないから、この際総括的な一つの簡便な手段でも設けることが望ましいという答弁をしておられるのに、あなたは一課長として答弁せざるを得ないからそういうことにならざるを得ぬのかもしれないけれども、過去の済んだものについては、この問題については、済んだものとして判断をせざるを得ない、こういうふうな考へるのが当然じゃないか。あくまでも、どうしても争うというのですか。

○塚本説明員 私、おにも登記の変更がありまして地方の公図を見たわけでございますが、その公図によりまして、二線引きになっております。色は青でございますが、色が塗つてあります。その土地につきましても、民有のものもあり、また固有地のものもあるというふうな、二線引きの青地といふんです、合帳に色が塗つてあるところすべてが固有地ではないようでございます。ただ問題になつておる案件が具体的にどこであるかというところは、私は時間がなくて聞かなかつたのでございまして、もしかりに国が思い違ひをいたしておりまして、二線引きの畦畔地がすべて固有地である、こういうふうな考へて報告があるとすれば、その中には民有地に属するものもあろうかと思ひます。それは個々に具体的に当たつてみなければ、ここで御答弁をするわけにまいりませんので、一般的に申し上げますと、先般来局長が御答弁申し上げておられますような、いわゆる固有地というものは、あくまでも国が所有権を主張しなければならぬ立場にあるのだということをおし上げておるわけでございます。

○平林委員 ちよつと関連。この二線引き畦畔と政府の称するものが固有であるか民有であるかというところは、いづれ委員会において結論をつけます。あなたがどうせ負けるにきまつておるのだ。私はそれはもう明確に結論をつけていくつもりです。しかし、きょうは法務委員会だから、その問題は法務委員会ではいづれ引き継いでやりましよう。

しかし、私はいま横山委員の質問を通じてあなたの方の態度が非常に官僚的であるということをおし上げておきます。なぜかという、たとえばこの二線引き畦畔の公図を抹消して、そして自分の所有権に繰り入れようとする国民が政府にたずねて行きますと、まずのついでに三十五年の通牒を出して、無地番の土地はすべて固有地である、こういうのですね。そこで、いや、そういうわけではない、いろいろ歴史的に調べてみると、これは民有だ、自分のものだ、こう主張すると、原則的には固有地である、こういう言い方になつてくるのです。初めは固有地である、こう言つて國有地であるというふうな約交をする。さらに具体的な証拠その他を突きつければ、なるほど私有かもしれないけれども、こちらは私有であるということも認められない、だからもしそういう主張があるならば、裁判所に行つて民事訴訟を起さなさい。こういう三段論法で、国民の権利はことごとくそれで退けて抹殺してあるのです。ところが、いま横山委員質問の点は、三多摩地域における調布、三鷹あるいは八王子等に見られる問題です。登記所においては、成規の登記の取り扱ひに基づいて、それを公図を抹消して所有権を認めてしまふ。認めるのが当然ですからあたりまえだし、第一公図が間違ひだ。公図に書いてあることと所有権が移るなどということはあり得ないです。土地台帳の付属に書いてあるから、だからどうだというふうなことで所有権があるかというところはあり得ない、公図に残つておるものが間違ひなんです。そこをもう少し勉強しなさいよ。

しかるに、それでもなおかつ、公図を抹消して土地の所有権が自分のものに移った、それに対してはいま話し合っている、こう言う。国民が申し出る時には最終的に裁判で争いなさい、しかし今日三多摩地域で決定して登記済みのものについては政府が話し合っている、越権じゃないですか。あなた方がもし自分の権利を固として主張するならば、民事訴訟でも何でも起こして争いなさいよ。国民のほうには民事訴訟を起こさせる、政府のほうは話し合いをやる、どういふ話し合いをしているのですか。払い下げ申請をしろうという話し合いをしているのですか、そういうことはお話し合っていないか。私は非常に官僚特権主義的な考え方があって、誤りの上塗りですよ、そんなことはおやめなさい。

○塚本説明員 話し合いというのは、できるだけ円満に問題を解決したほうが民主的ではないかというところから話し合っているわけでございます。いきなり国から訴訟を起こしてやるということは妥当ではないという判断で、まずともかく話し合いをいたしまして、どうしてもまとまりがつかない場合は裁判を仰ぐというよりほか方法がないだろうということでお話を申し上げたわけでございます。

それから平林委員の御発言の中に、何か初めは国有地だとがらばり、原則になり、それからあいまいになっていくとお話でございますが、私も平林委員からの御質問がありまして、相当大きな問題だと思ひまして、各地の公図を見たのでございまして、公図によりまして、色はまことに千差万別でございます。しかも畦畔につきましても線で表示されておられるところも、二線で表示されておられるところもある、二線表示されておられるところもある、それから二線表示されておられるところも、青く塗ったり、赤く塗ったり、そういう土地であっても地番が付されておられるところもあります。千差万別でございますので、二線引き畦畔というものが原則として国有地であるということもいえないということ、これは先般のうちの局長の答弁でも認めておられるところでございます。

がいます、個々の土地につきましてそれが国有なりや民有なりやというところは、具体的に判断をしないといわれない問題ではないかと思ひます。したがって、二線引き畦畔が国有地であるというふうにも大蔵省は全然考えておりませんし、先般の局長の御答弁のように、無地番である、それから土地台帳にも載っていないというふうな点、いろいろ要件を勘案して、その土地の所有関係を明確にするよりほか方法がないのではないかと思ひます。だから外畦畔、内畦畔とかいうような問題につきましては、これはいわゆる土地台帳に記載をされておられるわけでありまして、公簿の上においても表示されておられるわけでございまして、それは民有地でございますということを御答弁を申し上げたような次第でございます。決してただ横車で、何でもかんでも国のものだというふうな考えでおられるわけではないのであります。現にまた三多摩地区につきましては、国のほうが実態調査によって国有地であるというふうな観念しておいたところが公図が抹消されておられる、そのような案件になっておられるわけでございますから、それ以外のところも若干あるのではないかとわれわれは考えております。しかし、それは今後の実態調査に待たなければつきりしないわけでございまして、これは非常にとむずかしい問題でございます。一がいにお線引き畦畔がどうか、青地がどうか、土手しろがどうかというふうな言えないのじやないか、そういうような性質の土地だということに、私短時間の勉強でございますが、そういうふうな観念をいたしておきます。個々のケースごとに固有地なりや民有地なりやというふうなことを判定していくのが一番妥当ではないかというふうな考えでおられるようなわけでございます。

○平林委員 私きょうは法務委員会で、法務局の人もいるし、あなたにもお話ししておきます。第一、所有権というものは、土地についてでもそうですけれども、土地台帳の付図にどういふふう

図示されているかだけで所有権を云々されては困るといふことです。それは間違いないんです。大蔵省の言ひ分はそればかりなんです。ですから、これは明治十七年の地租条例をひとつ研究しなさい。いいですね、課長。そうすれば、今日土地台帳にいう付図に記載され、いわゆる二線引き畦畔の形で掲載されているものは本来抹消すべきものであった。ただ当時の農民はその必要をあまり感じなかつたもので、それから、そういうことを申請もしなかつた。あとで気がついて申請した人もあります。ありますが、痛痒を感じなかつた。ふだん田畑と畑との間にある境界線にしかすぎないのですから、一々そんなことをしなかつた。また当時税務署もこれを徹底しなかつたので、現在付図に残っているだけにはすぎないのです。それをあなたには国有地であるとかいうようなことを言っておられる。これは無謀きわまりないものである。あなたはいまこゝで私に対して、いや二線引き畦畔というのは民有のものもあるのだ、民有のものが多いかもしれないぬという趣意のお答えをいたしました。しかし、あなたの方が出しているのは「二線引(無番地)の畦畔について」という通牒ですよ。そういうこれは国有地である、国有畦畔である、こういうふうな書いてあるじゃないですか。だから、いまあなたがこゝで答弁されたこと、あるいは大蔵委員会で局長が私に答えたことがある程度そのとおりであるならば、この通牒は撤回をして新しい見解を通知しなければならぬですよ。それをやらなければ、私は、政府は態度を改めたとは言わせません。私には、それをやらぬ限り、この問題の解決はつかない、こういうことを言っておられるわけでありまして、これは大蔵委員会で、もう一度やりまして、私が指摘した根拠法規をよく調べておいてください。法務局は末端に対して従来とってきた態度を変える必要はないのですから、その趣旨がよく徹底して無用の混乱が起らないように注意をすべきだと思ふのであります。あなたのほうも直接窓口ですから、そこで国民の権利が無用に

侵害されないような指導、徹底をはかつてもらいたい。いずれ大蔵省の話も続けますから、あなたのほうは事前にそういうことをやっておいたほうがよろしいと思ひまして、これだけ意見として申し上げておきます。

○横山委員 法務省に聞きますが、三十五年から土地台帳その他の一元化を十年計画でやっておられる。それはどういふ方法で、またどういふようなものか、考え方、具体的にやっておられるのか。濟んだところは、そうすると、この問題は、どういふことになるのか、それを少し詳しく説明してください。

○川島説明員 三十五年に土地台帳と家屋台帳の一元化という法律改正をいたしまして、それに基づいて土地台帳を不動産登記制度に統合するということをいたしておられるわけでございますが、これは従来土地に関する制度が二本立てになっておりまして、土地台帳のほうは土地に関する現在のいろいろな状況を登録しておる、それに対して登記簿のほうは土地に関する権利関係を登録しておるというふうな、帳簿が二重になっておりましたので、これを一つの帳簿にいたしまして、手続の簡略をはかるということにいたしましたのでございまして、これを統合いたしましたのはそういう趣旨でございます。それから、土地台帳のいままでのやり方がそのまま不動産登記のほうに入ってきたわけでございまして、原則として土地台帳に相当するものはなくなつたということではなくして、ただ統合されたというだけのこと、やり方は台帳の場合も登記の場合も変わりはないわけでありまして、

○川島説明員 この問題に影響はないですか。

○横山委員 その次に時効の問題ですが、大蔵省の話によりますと、民法の取得時効の要件が完全なら所有権を主張しないといふことなんです。この時効についてあくまで大蔵省は裁判で明確にやらなければいけません、こういう立場ですか。市町村長その他の時効発効の要件の証明があれば考えるところでございますか。

○横山委員 二に、民法の取得時効の要件が完全なら所有権を主張しないといふことなんです。この時効についてあくまで大蔵省は裁判で明確にやらなければいけません、こういう立場ですか。市町村長その他の時効発効の要件の証明があれば考えるところでございますか。

○塚本説明員 取得時効につきましては、大蔵省所管の普通財産であります。そういう国有地につきまして、いわゆる取得時効の問題が起るわけでございますが、それにつきましては、従来は訴訟によって決着をつけるという態度できておるわけでございます。ただ、非常に明らかに取得時効が成立してあるものでも一々訴訟によらなければならぬかという問題はあろうかと思ひます。ただ、これは従来の手続の重大な変更になりますので、慎重な検討を要するところでございませう。その点の問題につきましては目下検討をいたしております。したがって、この問題の答えはもう少しばらばら検討の時間をいただきますと、お答えができません。状況でございます。

○横山委員 法務省としては、この問題についてはどうお考えですか。私はもう長年の、明治以来の問題であるから、そんなに売買の変動があったというところは例が少ないと思ひます。ですから市町村長が、何の代りかは何年以來、親子代々ずっとこの農地をやつておるといふ証明があれば、他に争ひはそんなないと思ひます。その点は法務省はどうなんですか。

○川島説明員 かりに国有地である青地あるいは二線引き畦畔地について、田畑の所有者がそこを取得時効に必要な期間占有したということになりますと、それは取得時効が完成して所有権を取得することになるわけでありませう。この場合におきましても、取得時効が完成したかどうかという点について、時効中断とかいろいろな問題が出てくるわけでございます。したがって、時効取得という点についてはもうあると思ひますけれども、登記上の取り扱ひをいたしましては、やはり現在、この付図訂正をするにたいしてだれも異議がないという点を条件として訂正を認める、こういう方針は続けなければならぬと思ひます。

○横山委員 だれも異議がないといつても、それを國は、大蔵省のほうは、先ほどお聞きになったような見解なんですね。だからあくまでも裁判によつて確定をしなければならぬとは言わぬ、こ

ういうわけですね。これが、その農地が非常に売買されておつて変更がはなはだしいというなら別だけれども、そんなに農地というものは変更があるものではないから、その意味においては、この時効の問題については、裁判を待たなくても市町村長の証明なりあるいは周囲の人の承諾さえあれば判断が容易ではないか、こう言っているのですよ。

○塚本説明員 先ほど御説明申し上げました点に若干誤解があつてはいたらないと思ひますので、念のために申し上げておきますが、訴訟で争うかどうかという問題は、ただ、たとえば具体的に申し上げますと、この土地をある私人が二十年間、自分は所有意思を持って使つておるのだ、だからこれは取得時効が成立しておるのだから私のものだということを國へ言つてまいります。その場合に國が、いやそれはおかしいじゃないかといつて訴訟で争うか争わないかの問題でございまして、國に黙つて、ともかく登記所のほうに持つていって登記の変更をすることを、訴訟という手続をとらないといふことが、それを認めるということにはならない。したがって、國は、あくまでもそれが取得時効が成立しておる、したがって向こうのものだということを國として認めて登記所のほうに、いや、それならそれは時効が成立しているから國のものではないか、こういうことにならなければなりません。國に黙つて登記所がそれを受け付けるということにはならないのであつて、そうしますと、非常に問題が起るといふふうに考へております。

○横山委員 登記所としては——これは自分のものだ、こう信じておるわけですね。信じておるから、自分のものでもないかもしらぬがという場合も、それはないでもないかと思ひます。けれども、自分のものだと信じているときに、役所へ行つて、おれのものだと証明してくれという場合には、あなたのおかしな話で、そういう場合に、あなたのおかしな話で、そういう場合があると、役所の常

として時間がかかり、責任を負わないためにアリパイをつくる。ああそうですかといつて二つ返事をする役所は、残念ながらわが國のお役人にはないわけですよ。だからあなたの言っているのは、ていさいはいいいやうだけれども、結局はお百姓のためにならぬやり方だと私は考へる。ですから、もしそういう気持ちがあつて、時効中断のことについては善意を持って処置をさせるといふことならば、平林委員の言うようにその通牒ではだめなんです。その通牒について、時効中断については善意を持って、まあよほどのことではなければこれは配意をすべきであるということでもあればともかく、そういうものがなくして、原則として疑わしいものはこれは国有地であるという立場に立てば、それはあたら解決を延引するだけではないか、その点についてはどう思ひますか。

○塚本説明員 ただいま申し上げましたのは、たとえば私がお百姓であるといつたします。その土地を耕作をいたしておりまして二十年間たちました。そこで何かの拍子で、それがどうも自分のものになつていないということがわかるから登記所に行くわけでございます。自分のものになつておれば登記所に行くはずはないわけでありませう。登記所に行くのは、これはいろいろ見ると國有地であるということになりますと、國のほうに對してこれはどうだということを知りてまいらなければなりません。いや國のものではありませんという返事があれば、登記所のほうはおそらく変更いたしました登記をするだろう。その場合に、國のものであるかといふことをその裁判によつて争うということなのか、または非常に明白に取得時効が成立しておると判断をした場合においては、元來は國のものであるけれども、もう取得時効が成立しておるからそれは國有という所有権を放棄するといふことが妥當であるかどうかを、裁判によらずに判断するような手続を進めるような方法はないであらうかといふことを申し上げたわけでございます。(横山委員)それはこちらが聞いているのだ(と呼ぶ)そういう手続は可能か

どうかを目下検討をいたしておるといふことでございませう。

○横山委員 そこで、その最後のところが大事なので、この間も、江守氏の速記をそのまま読みますと「これは私もいたしまして、もう、こつた小さい土地をたくさん持つておりました、そのために國民の方に非常に迷惑をかける、あるいは非常に手間がかかるというの私どもとしても非常に困るので、何とか早くやりたい、できれば国有地をばつとやつてしまふ方法はないか」といふことを、これは私自身の考へであります。そういうことさへ考へておるのでございまして、前向きに処理できるように検討をしてみたいと思つております。このところは私は江守さんとしてはなかなかいい考へだと思ひます。いまさんばのあぜ道を、どうしてもこれを國有地でなければ困る、百姓から取り上げなければ困るという積極的な理由が國にあるわけではないですね。あなた方も一歩譲つて國の立場になれば、明白な國有地だと信ずる場合に、明白に國有地であるという積極的な証拠がある場合に黙つておるわけにはいきまいというの、まあ國としてもさういふ感じがするわけですね。しかしながら、それをどうしても國のものとしてあくまで百姓と争わなければ、國の政策上その他からいつてどうしてもいけないという積極的理由が私にはむしろ皆無ではないかと思ひます。だから江守さんの言うように、できれば國有地をばつとやつてしまふ方法はないかと思ひます。したがって、私はその意味からいへば、何も三多摩の六十九件、三千百三十二坪をいまになって、処理が済んだあとになって、ああこつたやうな愚はやめたらどうかといふのが第一。第二番目には、そこに出てるやうな通牒が、非常に迷惑を来たし、國の立場が無理に出ている、だからその通牒については改正をする必要がある。第三番目に、江守さんの言うやうな、根本的なもの考へ方を変えたらどうか。それに

どうかを目下検討をいたしておるといふことでございませう。

必要な措置をしたらどうか、こういうことを言っておるわけです。最後の問題についてはいままも検討中だと言っておるが、大体どういふふうか今後検討を進めようとしておるのか、この点を伺いたい。

○塚本説明員

これは御質問の答えにならないかも知れませんが、現在の問題で、先般の平林委員の冒頭にありますように、宅地造成であるとか、工場用地をつくる場合であるとか、こういう場合に相当問題があるわけでございます。たとえて申し上げると、圃地をつくる。その場合に民間の宅地業者がまわりの民有地を買う。買つていよいよ合筆しようとする、その中に無番地の圃有地がある。それがあつたために合筆ができない。合筆ができないために今度はその払い下げを大蔵省に言つてまいるわけですね。それがまた公共財産である場合には、都道府県に言つてくることになるわけでございますが、都道府県はそういうものは公共用財産として持つておる価値はございませんので、用途廃止をいたしまして、普通財産にして大蔵大臣に引き継ぐわけでございます。引き継いで大蔵大臣がそれを普通財産として売却するといふことになるわけですね。ところが、都道府県がそれを大蔵大臣に引き継ぐ場合において、従来大蔵省は、実測をして境界査定をはつきりいたしまして持つてきなさい、といふことになつておるわけですね。ところが、宅地造成といふのは、これは非常に悪い例かもしれませんが、そういうことをやる前にわあつと平らにしてしまひますので、それが前に道であつたのかみぞであつたのか全然わからないわけですね。あとからこれを実測をしなさい、といふことになつておるわけですね。ところが、都道府県から大蔵省に引き継がれる期間というのは、相当長期間かかっておる。それから大蔵省に引き継がれても、それをまた実測をして売るといふことになりますと、相当の時間がかかるわけですね。そうすると、その間にどんだん土地は値上がりをする。宅地造成がされますと、まわりが開発がされます

で、地価が上がつてまいります。そうすると買うほうは、その当時買つておけば安い値段で買えたものを、現在買うことになりますと相当高くなる。こういう損害を受けることになるわけですね。これが現在のこの問題について具体的にわれわれ聞く問題でございます。

まず第一に、この問題を片づけなければいけないといふことで、まず測量、評価という点につきまして、思い切つた簡素化をしよう。内容はまだできておりませんので申し上げかねますが、従来この国有財産行政としては、ほんとうに清水の舞台から飛びおりるといふくらいに気持ちで簡素化をいたしております。その通牒はほぼでき上がつておりますので、近日中に出ることになると思ひます。したがつて、この問題はこれで片づくかと思ひますが、あとの、先ほど申し上げました取得時効の簡素化の問題につきましては、先ほど申し上げましたように、非常に重要な変更でございますので、現在それが可能なものであるかどうか、それからいつごろできるかどうかという点につきましては、ちよつとここでは御答弁申し上げかねるような段階でございます。

○平林委員

関連。いま最後に横山委員が質問した第三点の問題、近く通牒を出すという点について、その前に、今国会で問題を提起いたしました二線引き畦畔は国有であるか、民有であるかという理論的な説明をして、少なくとも私から文句を言われぬような通牒にしてみたい。

それからもう一つは、これを将来処理するにあたりましても、たとえば払い下げの措置を簡便にするといふことの通牒、あるいはそういう手續措置であるならば、問題は説明されてないわけですね。私は本質的に畦畔は民有地であるといふ主張に立つたものから、その理論がしっかりした根拠に立つていない限り、単に安易な解決として、払い下げといふようなことでやつてはならぬ、こういうことを私はききましておきたいと思ふのであります。たとへば神奈川県にしても、栃木県にしても、

茨城県にしても、新潟にしても、福島にしてもあります。これは明らかに国有の道路である、あるいは河川である、それに付随するところのいわゆる青地までを民有地であると主張しているのじゃないのです。道路とか河川とか水路とか、公共用の水路に付随している畦畔などについては争ひません。しかし、あなた方が通牒を發しておるところの二線引き畦畔、つまり畦畔とは田、畑の境とするものであると規定をされておる。この畦畔、これは民有地である。国有とみなされ、あるいはこれを公共用とみなされる道路に付随しているものは議論の外です。しかし田や畑は民有地です。それに付随している畦畔、これは民有地だといふことは常識だと思ふのです。それをこの常識に反するようなことを政府がやっておるわけですから、登記所のほうも、それで受け付けないでおるわけですね。私は、この問題の処理はそこに本質的なメスをふるつて、そうして歴史的に見ても正しい判断に基づいて処理する手續、通牒を發するならけつこうですが、そうでない限り私は黙つていませぬから、くぎをさしておきます。

○横山委員

私も、法務省の答弁を伺わなくてもいいのだが、あわせて法務省に言つておきたいのだが、どうもこの問題についての法務省の態度があいまいだといふ感じがするのです。あなた方はそんなことはないと言ふかもしれませんが、あなた方も、大体三多摩地域の取り扱いからいつてもそうでありますし、いささか法務省として、もう少し御検討を深めて、そうしてき然たる立場で国民の權益を守るべきは守るといふことにならなければ、大蔵省が言つてきたから大蔵省の言つておる、やり方まで変えてしまふといふのは權威がなさ過ぎる。私も強くその点を法務省側に希望しておきます。お二人とも御意見がありましたら、なればこれで終わります。

○加藤委員長 本日の質疑はこの程度にとどめますが、先ほどの坂本委員と法務大臣との質疑応答の中に、もし不穩当なる言辭があれば、後刻速記

録を取り調べの上、委員長において善処することといたします。
次会は来る六日午前十時理事會、十時三十分委員會を開會することとし、これにて散會いたします。
午後一時十八分散會

第一類第三号

法務委員会議録第十八号

昭和四十年四月二日

昭和四十年四月八日印刷

昭和四十年四月九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局